

十勝圏複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例

〔平成30年2月28日〕
〔条例第5号〕

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、組合長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

第3条 組合長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 生活環境影響調査の項目
- (7) 縦覧の場所及び期間
- (8) 意見書の提出先及び提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 十勝圏複合事務組合総務課
- (2) その他組合長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から30日間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 十勝圏複合事務組合総務課

(2) その他組合長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第7条 組合長は、施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に十勝圏複合事務組合を構成する市町村の区域に属しない区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該報告書等に係る縦覧等に関し協議をするものとする。

(委任規定)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に十勝環境複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例（平成20年十勝環境複合事務組合条例第1号）の規定によりされている報告書等の公衆への縦覧は、この条例の規定によりされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前に十勝環境複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例の規定により提出された意見書は、この条例の規定により提出された意見書とみなす。